



赤い羽根 ポスト・コロナ(新型コロナウイルス)社会に向けた福祉活動応援キャンペーン

～新型コロナウイルス感染下において困窮する人々を支援する～

# 外国にルーツがある人々への支援活動応援助成

## 第3回助成 応募要項

### 1. 趣 旨

この助成事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化の影響が続く中、国内に在住し、生活に困窮する、社会的に孤立する、必要な情報や医療につながりにくい等、さまざまな困難の状況にある外国にルーツがある人々を支援する活動を、資金面から応援することを目的として実施します。

第3回助成では、外国にルーツがある人が暮らす地域における住民同士の交流や相互理解を進める活動を新たに対象に加えます。

※三菱創業 150 周年記念社会貢献事業の一環として供出された公益財団法人三菱財団からの資金を原資に 2020 年度に実施した同助成事業の「第3回助成」として、同財団との共同助成により実施するものです。

※2020 年度より実施している同助成事業では、出身地や状況が異なる様々な外国ルーツの人たちを支援する団体を応援してきました。第3回助成では現在の世界情勢に鑑み、ウクライナから避難している人も支援対象者に含みます。

### 2. 主催

社会福祉法人 中央共同募金会

公益財団法人 三菱財団

### 3. 助成金額・規模

○助成総額は「4. 助成プログラム」に2つのプログラムの合計で約8,000万円を予定しています。

○1活動(事業)あたりの助成上限額について、助成プログラム①は300万円、助成プログラム②は100万円とします。

### 4. 助成プログラム

#### ①緊急支援プログラム

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響等により、生活に困窮し社会的に孤立する外国にルーツがある人々を支援する活動。

<主な支援活動の例>

- ・ 困窮する外国にルーツがある人々への生活相談や就労相談
- ・ 外国にルーツがある子どもへの学習支援や学習環境の整備
- ・ 外国にルーツがある人々への医療ニーズ等への支援

- ・ 生活に必要な情報などの翻訳、通訳の支援
- ・ 居場所を失った外国にルーツがある人への居場所提供などの支援
- ・ 外国にルーツがある人々の孤立を防ぐ活動
- ・ 困窮状態にある外国にルーツがある家庭への食糧支援  
※ただし相談支援や学習支援等と組み合わせたものとする
- ・ 外国にルーツがある人々を支援する団体同士のネットワーキング活動

## ②地域交流プログラム

外国にルーツがある人々の孤立を防ぎ、地域で安心して暮らす、また地域を担う一員となる、多文化共生社会を実現するための、地域住民との交流や相互理解を促進する活動。

## 5. 助成対象団体

○新型コロナウイルス感染症拡大の長期化等において、国内に在住し、生活困窮などのさまざまな困難の状況にある外国にルーツがある人々を支援する活動を展開する非営利団体を対象とします。

○複数の団体が連携・協働して実施する活動も対象とします。その場合は、代表団体（助成手続きを行う団体）を1団体選定のうえご応募ください。

○法人格の有無は問いませんが、1年以上団体としての活動（事業）実績があり、以下6点の書類を提出できることを要件とします。なお、これまでの活動（事業）実績は、外国にルーツがある方に対する支援活動以外の活動（事業）を含めてかまいません。

①団体の定款・規約等

②2021年度事業報告書および決算書

③2022年度事業計画書および予算書

④役員名簿

⑤実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HPの告知記事など）

⑥団体名義の助成金振込先口座の通帳画像

○本会実施の「外国にルーツがある人々への支援活動助成 第2回」または「居場所を失った人への緊急活動応援助成 第4回」を受けた団体については、当該助成事業と期間が重複しない場合、又は当該助成事業と異なる内容の事業で申請する場合については申請可とします。

○次に該当する団体は除きます。

- ・ 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

## 6. 助成対象活動（事業）期間

2022年4月～2023年9月

## 7. 助成対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化等において、国内に在住し、生活困窮などのさまざまな困難の状況にある外国にルーツがある人々に対して行う支援活動に必要な経費（事業にかかる人件費、事務所賃借料、備品購入費等も含む）を対象とします。また、助成対象期間終了後の活動展開に向けた活動基盤整備に関わる費用も対象とします。

※主たる支援対象者が、国内に在住し生活困窮などのさまざまな困難の状況にある外国にルーツがある人々であれば、他の困難の状況にある人々が支援対象に含まれてもかまいません。

※人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。またボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外経費といたします。

※以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたりと応募書から判断された場合は対象外となる場合があります。

- 行政等の公的財源が見込まれるもの
- 経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
- 費用の積算内訳が読み取れないもの
- 応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費と思われるもの
- 団体や団体役員が所有する拠点、物、設備などの賃借料
- 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ボランティア活動保険料（行事用保険は対象です）

※2022年4月以降の活動（事業）であれば、助成応募前に当該活動（事業）にかかった費用も遡って対象とします。ただし、その場合は領収書等の証票を提出できることを要件とします。

※助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。

## 8. 助成応募方法

応募締切日までに、下記サイト経由でweb応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、web応募フォームから以下のAとBの書類をアップロードして送信してください。  
C～Hの書類は応募要項の【問合せ先】メールアドレスにお送りください（複数メールによる送信は可能です。容量が大きい書類はオンラインストレージをご利用ください）。（郵送による応募は受け付けません）

### 【web応募フォーム記載 URL】

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-problem-solving/28144/>

**応募締切日 2022年8月24日（水）必着**

## <応募書類>

### ●web 応募フォームにアップロード

- A) 応募書① (Word 形式。PDF ファイルによる応募は不可。上記 URL よりダウンロードしてご記入ください。)
- B) 応募書② (Excel 形式。PDF ファイルによる応募は不可。上記 URL よりダウンロードしてご記入ください。)

### ●メール提出

- C) 団体の定款・規約等
- D) 2021 年度事業報告書および決算書
- E) 2022 年度事業計画書および予算書
- F) 直近役員名簿
- G) 実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料 (チラシ、HP の告知記事など)
- H) 助成金振込口座通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像

## **9. 審査及び助成決定**

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から以下の点を基準に審査の上、助成先を決定します。

- ①応募団体のこれまでの活動 (事業) 実績
- ②応募書の記載内容 (活動 (事業)・予算)
- ③外国にルーツがある人のニーズを的確にとらえた活動 (事業) であるか
- ④確実に効果的に外国にルーツがある人に支援が届く活動 (事業) であるか

新型コロナウイルス感染の状況下で外国にルーツがある人々への支援活動を、すでに展開している団体の活動 (事業) を優先的に採択します。また審査にあたり、必要に応じ本会でヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることがあります。

なお、助成先として決定した場合であっても、応募額より減額して助成金額を決定する場合があります。

助成決定先は 10 月中旬～下旬に本会ホームページで公表するとともに、応募団体全てに審査結果を郵送で通知します。

## **10. 助成金の送金について**

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の 2/3 の金額を送金します (11 月初旬～中旬を予定)。事業完了後 1 か月以内に本会指定の様式により完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

### **11. 助成決定後のお願い**

#### (1) 成果の発信

本助成は、三菱財団の資金および企業・市民から「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」へお寄せいただいた寄付金によって行われるもので、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。

そのため、助成決定後は、本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等により発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

#### (2) 事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については別途ご案内します。

### 12. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

#### **【問い合わせ先】**

**社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部**

**外国にルーツがある人々への支援活動応援助成担当**

**〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階**

**E-mail kikin-for@c.akaihane.or.jp**

**電話 03-3581-3846 Fax03-3581-5755**

**新型コロナウイルス感染防止対策のため、本会は一部在宅勤務体制をとっております。  
お問い合わせはできるだけEmailでお願いします。**